



# 長野県報

7月18日(火)  
令和5年  
(2023年)  
第423号

## 目次

### 条例

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) .....  | 2 |
| 長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) .....          | 3 |
| 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(こども・家庭課) .....   | 6 |
| 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課) ..... | 6 |

### 規則

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) ..... | 7 |
|----------------------------------|---|

### 告示

|  |    |
|--|----|
| 令和5年3月31日専決処分した令和4年度補正予算の要領(財政課) ..... | 10 |
| 令和5年4月25日専決処分した令和5年度補正予算の要領(財政課) ..... | 11 |
| 令和5年7月7日成立した令和5年度補正予算の要領(財政課) .....    | 11 |
| 令和6年度長野県立高等学校入学者選抜要綱(高校教育課) .....      | 12 |
| 長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程(総務課) .....      | 12 |

### 公告

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 随意契約の相手方の決定(健康福祉政策課) .....            | 13 |
| 漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課) .....        | 14 |
| 都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課) .....             | 14 |
| 令和6年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) ..... | 15 |

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 特定新型インフルエンザ等の防疫等の作業に従事した場合に、国家公務員に準じた特殊勤務手当を速やかに支給できるよう規定を設けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第19号）

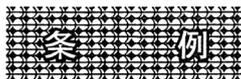
- 1 地方税法等の一部改正に伴い、自動車税環境性能割の税率について、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和6年1月1日（一部の規定は、令和7年4月1日）から施行します。

## ◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 こども家庭庁の設置による児童福祉法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 特定新型インフルエンザ等の防疫等の作業に従事した場合に、国家公務員に準じた特殊勤務手当を速やかに支給できるよう規定を設けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 長野県条例第18号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第19項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項を次のように改める。

- 19 別表第6に掲げる感染症防疫等作業手当として、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。）をいう。）の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員に対し、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

## 長野県条例第19号

長野県県税条例の一部を改正する条例

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第65条第1項第1号のアの(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号のウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号のエ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同エの(ア)のa中「2分の1」を「4分の3」に改め、同(ア)のb中「4分の1」を「2分の1」に改め、同エの(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第65条第1項第1号のオ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同オの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の95」に改め、「数値」の次に「(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」を加え、同号のカ中「バス又は」を削り、同カの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号のアの(ア)のa中「第9条の2第18項」を「第9条の2第17項」に改め、同(ア)のb中「第9条の2第19項」を「第9条の2第18項」に改め、同アの(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号のアの(ア)中「第9条の2第22項」を「第9条の2第21項」に、「第9条の2第23項」を「第9条の2第22項」に改め、同アの(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号のオ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同オの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号のオの(イ)及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に改め、同オを同号のキとし、同号のエ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同エの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同エを同号のカとし、同号のウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同ウの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同ウを同号のオとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第65条第2項第1号のア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号のイ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同イの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同イに次のように加える。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項第1号のウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同ウの(ア)のa中「2分の1」を「4分の3」に改め、同(ア)のb中「4分の1」を「2分の1」に改め、同ウの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号のエ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同エの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同エを同号のオとし、同号のウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第65条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項第3号のア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号のイを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第2項第3号のエ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同エの(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同エを同号のオとし、同号のウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同ウの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第65条第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、「並びに」の次に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表の第1項第1号のアの(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表の第1項第1号のイの(ウ)及びウの(イ)の項中「及びウの(イ)」を削り、同表の第1項第1号のエの(イ)の項を次のように改める。

|              |                   |                                     |
|--------------|-------------------|-------------------------------------|
| 第1項第1号のオの(イ) | 令和4年度基準エネルギー消費効率) | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値) |
|--------------|-------------------|-------------------------------------|

第65条第4項の表の第2項第1号のイの(イ)の項中 「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」 を

「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」 に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

|              |                          |                                    |
|--------------|--------------------------|------------------------------------|
| 第2項第1号のイの(ウ) | 令和2年度基準エネルギー消費効率         | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値 |
| 第2項第1号のエの(イ) | 令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147         |

第65条第5項中「、第2号及び第3号のオ」を「及びイ、第2号並びに第3号のオ及びイ」に改め、同項の表の第1項第1号のアの(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表の第1項第2号のアの(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表の第1項第2号のイの(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表の第1項第3号のアの(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表の第1項第3号のイの(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、

同表の第2項第1号のイの(イ)、第2号のイ及び第3号のイの(イ)の項中「、第2号のイ及び第3号のイの(イ)」を削り、同表に次のように加える。

|              |                           |                           |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 第2項第1号のイの(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |
| 第2項第2号のイの(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87  |
| 第2項第2号のイの(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |
| 第2項第3号のイの(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87  |
| 第2項第3号のイの(イ) | 令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70 | 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102 |

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号のイの(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号のイの(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号のイの(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号のキの(イ)中「平成27年度以降」を「令和7年度以降」に、「第5項」を「第6項」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」に改め、「に100分の110を乗じて得た数値」を削り、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号のイの(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号のイの(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号のイの(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号のイの(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号のオの(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表の第2項第1号のイの(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表の第2項第1号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同項の表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表の第1項第1号のイの(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表の第1項第2号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表の第1項第2号のイの(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表の第1項第3号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表の第1項第3号のイの(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表の第2項第1号のイの(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表の第2項第1号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表の第2項第2号のイの(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表の第2項第2号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表の第2項第3号のイの(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表の第2項第3号のイの(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号のキに係る部分に限る。)及び第2項(第3号のオに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号のキの(イ)中「令和7年度以降」とあるのは「平成27年度以降」と、「及び第6項において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。」とあるのは「において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号のオの(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第17条の5の5中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(自動車税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税

の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の長野県県税条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

税務課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県条例第20号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項及び別表第2中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県条例第21号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第29項の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項を次のように改める。

- 29 別表第5の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）をいう。）の防疫等の作業のうち、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した警察職員に対し、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額の感染症防疫等作業手当を支給する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警務課